

一般社団法人 サービス連合情報総研
基金取扱規程

施行：2018年2月20日

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サービス連合情報総研（以下「当法人」という。）の定款第40条の規定に基づき、当法人の基金の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の種類)

第2条 当法人への基金の拠出は、金銭に限るものとする。

2 当法人への基金は一口10万円とし、申し込みはその整数倍をもって行う。

(基金の募集)

第3条 当法人が基金の募集を行うときは、理事会において次の事項を定める。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 基金の拠出に係る金銭の払込みの期日又はその期間

(基金の申込)

第4条 当法人は、前条の募集に応じて基金の引受けの申し込みをしようとする者に対し、次の事項を通知する。

- (1) 当法人の名称
 - (2) 募集事項
 - (3) 金銭の払込み取り扱い場所（金融機関口座）
 - (4) 基金の拠出者の権利に関する規定
 - (5) 基金の返還の手続
 - (6) 定款に定められた事項のうち、基金の引受けの申し込みをしようとする者がその通知を請求した事項
- 2 募集に応じて基金の引受けの申し込みをする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した書面を当法人に交付しなければならない。
- (1) 申込者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 引き受けようとする基金の額
- 3 前項の申し込みをする者は同項の書面の交付に代えて、法令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、この申し込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

(変更等)

第5条 当法人は、前条第1項の事項について変更があったときは、速やかに、その旨及びその変更事項を申込者に通知しなければならない。

- 2 当法人が申込者に対してする通知又は催告は、前条第2項第1号の住所に宛てて発すれば足りる。
- 3 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであったときに、到達したものとみなす。

(基金の割当て)

第6条 当法人は、理事会において、申込者の中から基金の割当てを受ける者及びその者に割り当てる基金の額を定める。

- 2 当法人は、第3条第2号の期日又は期間の初日の前日までに、申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。

(特則)

第7条 前3条の規定は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(基金の引受け)

第8条 次の各号に掲げる者は、その各号に定める基金の額について基金の引受人となる。

(1) 申込者

当法人の割り当てた基金の額

(2) 前条の契約により基金の総額の引き受けを行う者

その者が引き受けた基金の額

(基金の拋出の履行)

第9条 基金の引受人は、第3条第2号の期日又は期間内に、当法人の指定する金融機関口座へ割当てを受けた基金の全額を払い込まなければならない。

- 2 基金の引受人は、前項の規定による払込み（以下「拋出の履行」という。）をする債務と、当法人に対する債権とを相殺することができない。
- 3 基金の引受人が拋出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

(基金の拋出者となる時期)

第10条 基金の引受人は、次の各号に掲げる場合には、その各号の定める日に拋出の履行をした基金の拋出者となる。

(1) 第3条第2号の期日を定めた場合

その期日

(2) 第3条第2号の期間を定めた場合

拋出の履行をした日

- 2 当法人は、前項に定める日に、基金の拋出者に対し、拋出の履行の証として証拠証（引受け証）を発行する。

(引受けの無効又は取消の制限)

第11条 民法第93条（心裡留保）但し書及び民法第94条（通謀虚偽表示）第1項の規定は、基金の引受けの申し込み及び割当て、並びに第7条の契約に係る意思表示については、適用しない。

- 2 基金の引受人は、前条の規定により基金の拋出者となった日から1年を経過した後は、同法第95条（錯誤）を理由として基金の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫（同法第96条）を理由として基金の引受けの取り消しをすることができない。

(基金管理簿)

第12条 当法人は、基金の募集の都度基金管理簿を作成し、次の事項を登録する。

(1) 募集に係る基金の総額

- (2) 基金の拠出に係る金銭の払込み期日又はその期間
- (3) 基金の拠出者の氏名又は名称及び住所
- (4) 拠出者ごとの基金の金額
- (5) 前号の基金の返還が行われた場合においては、その後の金額
 - 2 当法人が基金の拠出者に対し、拠出の履行の証として発行するものは第10条第2項の証拠証(引受け証)のみとし、その他の文書・証券類は発行しない。

(債権の譲渡・質入等)

- 第13条 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡・質入及び信託することはできない。
- 2 基金の拠出者が死亡又は解散したときは、その正当に承継した権利者に当法人に対する基金の拠出者の権利は帰属する。
 - 3 前項の場合、当法人は、正当に承継した権利者の請求により、基金管理簿並びに証拠証(引受け証)に追加記載する。

(証拠証(引受け証)の再発行)

- 第14条 当法人は、基金の拠出者が証拠証(引受け証)を喪失した場合においても、その再発行は行わない。
- 2 基金の拠出者が証拠証(引受け証)を汚損又は毀損した場合においては、当法人は基金の拠出者から証拠証(引受け証)を添えて請求があった場合には、その再発行をすることができる。

(通知等)

- 第15条 当法人が基金の拠出者に対してする通知又は催告は、第12条第1項第3号の住所に宛てて発すれば足りる。
- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであったときに、到達したものとみなす。

(責任の免除)

- 第16条 当法人は、基金管理簿に記載された氏名又は名称並びに住所宛に通知し、かつ、その基金の拠出者の指定する金融機関口座に振り込みの方法により基金の返還を行えば、その基金に係るいっさいの債務についてその責任が免除される。

(基金の返還)

- 第17条 当法人の基金の返還は、原則として当法人解散時に返還するものとする。ただし、特段の事情により返還の請求があった場合は、定時社員総会において次の事項を決議して行う。
- (1) 返還の総額
 - (2) 返還の期日
 - (3) 返還の方法
- 2 当法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次の金額の合計額を超える場合において、その事業年度と次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、その超過額を返還の限度として基金の返金をすることができる。

(1) 基金及び第20条の代替基金の総額

(返還の順位及び金額)

第18条 当法人の基金の返還については、個別の基金ごとに返還の順位を付けないものとし、個別の基金の拠出者の口数に応じて一口当たり均等額を返還する。

2 当初の拠出金額に相当する金額全額の返還を受けた拠出者の口数については、消滅する。

(基金の利息)

第19条 当法人の基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

(代替基金)

第20条 当法人が基金の返還をする場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

(返還の制限)

第21条 当法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法に規定する劣後的破産債権(第99条第1項)及び約定劣後破産債権(同条第2項)に後れる。

2 当法人が清算法人となった場合には、基金の返還に係る債権の弁済は、その他の清算法人として債務の弁済がされた後に行うものとする。

(氏名又は名称及び住所、印鑑の届出)

第22条 基金の拠出者は、氏名又は名称及び住所、印鑑を届け出ることとする。

2 前項の届出事項に変更があったときは、その旨届け出なければならない。

(法人の代表者)

第23条 基金の拠出者が法人であるときは、その代表者1名を届け出ることとする。

2 前項の代表者を変更したときは、その旨届け出なければならない。その際、当法人は、登記事項証明書の提出を求めることができる。

3 法人の代表者が複数である場合は、その代表者1名を定め、他の代表者と連署して届け出ることとする。

(基金管理簿及び引受け証の表示変更)

第24条 次に掲げる事由により基金管理簿及び証拠証(引受け証)の表示の変更を請求しようとするときは、請求書に証拠証(引受け証)及びその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。ただし、証拠証(引受け証)を喪失した場合においては証拠証(引受け証)の提出を要しない。

(1) 改姓改名

(2) 親権者、後見人等の法廷代理人の設定、変更又は解除

(3) 商号又は法人の名称の変更

(4) 法人組織の変更

(5) 住所の変更

(改廃)

第25条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、2018年2月20日から施行する。